

意見書案第6号

令和 7年12月12日

白老町議会
議長 小西秀延様

提出者

白老町議会議員 貳又聖規

賛成者

白老町議会議員 水口光盛
白老町議会議員 氏家裕治
白老町議会議員 広地紀彰
白老町議会議員 佐藤雄大

太陽光発電事業の適正な導入に向けた法制度の整備を求める意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

太陽光発電事業の適正な導入に向けた法制度の整備を求める意見書（案）

近年、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大している。しかし、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の建設により、地域住民の生活環境や自然環境、防災面に影響が生じる事例が全国的に報告されている。

本町においても居住区域に隣接する大規模太陽光発電計画が進行しており、住民からは以下の懸念が寄せられている。

1. 生活環境への影響
2. 気象災害時の安全確保
3. 希少種を含む自然環境への影響
4. 事業者の事業継続性と撤退時の責任所在
5. 住民説明の不足と合意形成の欠如

本町議会は委員会審査を通じ、現行制度では住民不安や防災上の課題が十分に解消されない現状を確認した。特に地方自治体には事業の中止・変更を命じる法的権限がなく、地域社会の持続可能性に影響を及ぼす恐れがある。

については、政府において再生可能エネルギー事業が地域住民と共生し、将来にわたり安全かつ持続可能となるよう以下の法制度の整備を早急に行うよう要望する。

記

1. 法制度の抜本的な見直し

自然環境や景観破壊、生活環境への影響、災害リスク等の諸課題に鑑み、政府の責任において法制度の抜本的な見直しを行うこと。

2. 地域住民・自治体との合意形成

(1) 一定規模以上の太陽光発電施設について、周辺住民及び自治体との調整・協議を義務化する仕組みを創設すること。

(2) 「説明会及び事前周知措置ガイドライン」を見直し、専門家の同席、住民意見の反映を明文化すること。

(3) 地域の実情に応じて、自治体の条例が実効的に機能するよう法令を整備すること。

3. 災害防止・環境保全

(1) 傾斜地や山林での設置について、斜面安全性や土砂災害リスク評価を義務づけること。

(2) 希少種を含む生態系への影響評価を義務化し、累積影響を検証可能とする環境影響評価制度を整備すること。

（3）事業終了時の撤去・原状回復を確実にするため、廃棄費用の積立や保証金制度を拡充すること。

4. 事業者責任・乱開発防止

（1）発電設備の転売に要件を設け、転売目的の乱開発を防止すること。

（2）過去に重大な法令違反を行った事業者の参入を制限する欠格要件を設けること。

（3）外国資本を含む事業主体の撤退時責任を明確化し、撤去不履行の防止対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7年12月 日

北海道白老郡白老町議会議長 小西秀延

（提出先） 内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣